

令和5年第4回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和5年3月22日（水）
15時00分～16時35分
場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第3	議案第1号 北広島市教育振興基本計画・推進計画(令和5年度～7年度) の策定について・・・・・・・・	2～5
	議案第2号 北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂について・・・	5～8
	議案第3号 北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂について・・・	8～9
	議案第4号 北広島市総合体育館の管理委任について・・・・・・・・	9～10
	議案第5号 北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護 に関する法律施行条例施行規則の制定について・・・・・・・・	10～11
	議案第6号 北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につい て・・・・・・・・	11～12
	議案第7号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 について・・・・・・・・	12～14
	議案第8号 北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につい て・・・・・・・・	14
	議案第9号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について・・	14～15
	議案第10号 北広島市学校評議員運営規程を廃止する訓令について・・・	14～15
	議案第11号 北広島市学校関係者評価委員会開催要綱及び北広島市学校 評議員等運営委員会交付金交付要綱を廃止する要綱につい て・・・・・・・・	14～15
	議案第12号 北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定 について・・・・・・・・	15～17
	議案第13号 きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要 綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	17～18
	議案第14号 令和5年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人 事異動について【非公開】・・・・・・・・	19～21
	議案第15号 指導主事の任命について【非公開】・・・・・・・・	21
	議案第16号 令和5年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申につ いて【非公開】・・・・・・・・	21～22
	議案第17号 教職員の任用に関する内申について【非公開】・・・	22～23
	議案第18号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】・・	23～24
	議案第19号 就学援助に係る認定について【非公開】・・・・・・・・	24～25
日程第4	そ の 他 次回会議の日程について・・・・・・・・	25
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	25～26

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	吉田智樹
	教育委員	成田郁久美		教育部理事	後藤章夫
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	石上浩子		学校教育課長	花田秀樹
	教育委員	高山隆二		教育支援課長	澤井大輔
	教育委員	宮北早苗	社会教育課長	渡辺広樹	
傍聴人	なし		エコミュージアムセンター長	渡邊篤広	
			学校給食センター長	岡謙一	
			防災食育施設整備担当参事	伊達千秋	
			教育総務課主任	田中加奈	
			記録員		

開会 15時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和5年第4回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、石上委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第14号から議案第19号までが教育委員会会議規則第16条第1号又は第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、議案第14号から議案第19号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 教育長報告について

○吉田教育長 日程第2、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として2点、行政報告として教育部理事から2点報告させていただきます。

まず始めに、寄附についてであります。3月8日(水)に北広島ユネスコ協会様から、子どもたちの育成のため奨学基金として活用してほしいとの申出があり、3万円の寄附をいただいたところでもあります。

寄附金につきましては、令和5年第2回市議会定例会において、奨学基金寄附金として補正予算案を提案する予定としているところであります。

次に、レバンガ北海道連携事業「北広島市民デー」についてであります。3月18日に札幌市の北海きたえーるで開催されたレバンガ北海道の公式戦への市民の無料招待事業を行ったところであります。

この事業は、令和4年12月21日に締結したレバンガ北海道との連携協定に基づき、市民の健康増進や子どもの健やかな成長等に資する取組みを行い、それらを市内外に広く情報発信すること

を通して「魅力あるまちづくり」を行っていくことを目的とした事業であり、試合日には700名を超える北広島市民の参加があったところでもあります。

私からの報告は以上です。

○**後藤教育部理事** まず始めに、アンビシャス・フォーラムについてであります。3月4日（土）に北広島市役所におきまして、各地区青少年健全育成連絡協議会との共催により、開催したところでもあります。

当日は、市内各中学校から推薦された生徒12名が、「子どもの権利から考える、自分の権利と他者の権利について」をテーマにグループワークを実施し、自らが守られているとともに、他者も守られなければならないことについて、他の中学校の生徒と考え・議論することで、自分たちの権利についての理解を深めるものになりました。

フォーラムの最後には、参観いただいた青少年健全育成推進委員や子どもの権利推進委員、保護者の方々の見守りの中、生徒一人ひとりから、よりよい社会や学校にしていくために今日から実践していくことの宣言をしていただいたところでもあります。

参加した生徒にとっては、学校の代表として地域の方々が見守る中で他校の生徒と交流し発表することで自己有用感の育みの一助になるとともに、参観いただいた地域の方にとっては、20年後、30年後に地域の担い手になっているであろう子ども達のたくましい姿を確認することで、地域で一体となって子ども達を支えてきた成果を確認できたものと考えているところでもあります。

次に、学校運営協議会準備検討委員会の実施報告についてであります。次年度からの全中学校区の設置を目指し、今年度、未導入中学校区である、東部、西の里、広葉中学校区において準備検討委員会を立ち上げ、各中学校区3～4回の準備検討委員会を開催し、目指したい子ども像についての熟議や活動内容の検討、部会設定と役割、会則と委員の選考などについて協議するとともに、大分県玖珠町で開催された全国コミュニティ・スクール研究大会へ参加し、コミュニティ・スクールへの理解を深めたところでもあります。

来年度につきましては、各中学校区において、令和5年5月に第1回目の学校運営協議会を予定しているところでもあります。

以上であります。

○**吉田教育長** 以上、教育長報告として2点、行政報告2点を報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○**吉田教育長** それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第3 議案第1号 北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和5年度～7年度）の策定について

○吉田教育長 続きまして、日程第3、議事に入ります。議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和5年度～7年度）の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和5年度～7年度）の策定についてであります。令和5年度から3か年の推進計画を策定するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

この推進計画は、教育振興基本計画に掲げた26の施策の着実な推進と、各事業の進行状況を管理することを目的に策定するものであり、令和3年8月16日に北広島市教育施策審議会へ諮問を行い、令和5年3月16日の審議会において答申をいただき、別冊1のとおり、推進計画（案）としてまとめたものであります。

それでは、推進計画の概要についてご説明させていただきます。

表紙をめくって、右側に目次を掲載しております。大きく4章に分けて作成しております。

1ページをご覧ください。計画の目的と位置付けについて記載しています。下段の表のとおり、教育委員会の政策については、10か年の教育振興基本計画に基づき、3か年の推進計画を策定し、政策・施策を展開しています。推進計画は、毎年度実施する事務事業の点検・評価に基づき、1年ごとに更新しており、このたびの推進計画は、令和5年度から令和7年度までの計画となります。なお、新年度、令和4年度の事務事業を点検・評価を行ったうえで、あらたに、令和6年度から令和8年度までの推進計画を策定するという流れになっております。

2ページをご覧ください。こちらは、計画の体系となっております。市の最上位の計画である総合計画があり、その基本目標、教育・文化分野として教育振興基本計画があります。その下位に、推進計画と学校教育の推進方針など領域別の計画が位置付けられています。

4ページをご覧ください。図2として、教育振興基本計画の体系を示しています。大きく9つの政策があり、各政策を実現するための施策がそれぞれ位置付けられています。

5ページをご覧ください。こちらには、政策・施策を推進するための4つの視点を記載しています。

7ページをご覧ください。「Ⅲ、9つの政策と26の施策を進める個別事業」です。

各施策を推進する上での、個別事業について、政策、施策ごとに記載しています。

学校教育振興事業が一番に上にあるかと思いますが、この事業は、政策1の施策1を実現するための事業という位置づけになっております。

本日は時間に限りがありますことから、新規事業、拡大事業を中心に説明させていただきます。

16ページをご覧ください。拡大事業「学校施設管理備品整備事業」につきましては、老朽化した学校施設管理備品の除雪機及び自走式草刈り機を、防衛省の補助を活用し、年次更新するものであります。

17ページをご覧ください。【新規事業】「西部小学校講堂防音機能復旧事業」につきましては、老

朽化した暖房機、空調機、送風機等の更新を行うものであります。学校の暖房機につきましては、16ページにもありますとおり、老朽化の程度に応じて、毎年計画的に更新しているところであり、西部小学校につきましては、令和7年度に工事のための実施設計委託を行い、令和8年度に工事を行うものであります。

18ページをご覧ください。【新規事業】「帰国・外国人児童生徒教育支援事業」につきましては、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、ボランティアの派遣による教育支援を行うものであります。

21ページをご覧ください。【拡大事業】「不登校いじめ対策・教育相談事業」についてであります。現在2名いるスクールソーシャルワーカーの内、1名が指導主事を兼務しておりますが、不登校児童生徒の状況を把握し問題解決を図るため、兼務を解消し、福祉に関する専門知識を有するソーシャルワーカーを1名配置するものです。

26ページをご覧ください。旧30kmロードレース連携事業を衣替えした、【新規事業】「Fビレッジハーフマラソン連携事業」につきましては、北海道ボールパークFビレッジを発着とするFビレッジハーフマラソンを実行委員会と連携して、事業を開催するものです。なお、3月1日からエントリーを受け付けているところですが、現時点で、2,000名以上のエントリーがあるところです。

27ページをご覧ください。【拡大事業】「スポーツ協会活動支援事業」につきましては、既存の事業に加え、人件費等を1名増員した分の補助金を増額し、スポーツ協会の運営等を強化するものです。

28ページをご覧ください。【新規事業】「緑葉公園運動施設リニューアル検討事業」につきましては、緑葉公園スポーツ施設のリニューアルに係る整備検討を行うものであります。令和5年度については、審議会で検討を行い、その内容を踏まえ、令和6年度以降の事業費の検討を行うものであります。

次に、【新規事業】「西の里プール改修事業」につきましては、老朽化により錆びが生じている上屋鉄骨の塗装工事を行うものであります。こちらは単年度事業となります。

31ページをご覧ください。【拡大事業】「芸術文化ホール運営委員会連携事業」につきましては、開館25周年を記念し、出演者を公募した創作劇の公演を行うものです。題材は、水稲赤毛種成功150年にちなんだものを予定しているところであり、

33ページをご覧ください。【拡大事業】「文化財保存・活用事業（寒地稲作成功150周年記念事業）」につきましては、中山久蔵が赤毛の水稲栽培に成功して150年の節目の年となることから、この功績を継承していくため、記念フォーラム等の記念事業を行うものであります。

39ページをご覧ください。「IV、施策の成果・目標指標」です。こちらには、施策の効果を測定するための、令和7年度末までに達成すべき成果・目標指標を記載しています。

以上、簡単ではありますが、計画（案）の説明となります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画（令和5年度～7年度）

の策定につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、北広島市教育振興基本計画・推進計画(令和5年度～7年度)の策定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第2号 北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂について

○吉田教育長 続きまして、議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂についてであります。別冊2のとおり一部改訂したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改訂についてであります。国において、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画となる、「学校教育情報化推進計画」が令和4年12月に策定されたことを踏まえ、現行の計画の点検等を行い、所要の改正を行うものであります。

主な改訂内容についてご説明します。

7ページをご覧ください。あらたに、「5計画の位置付け」を追記し、国、道の計画や市の計画との位置付けを明確化しています。本市においては、学校ICTの活用推進を図るための本計画と、機器等の整備に関する「市学校教育情報化推進計画」の2つの計画がありますが、下段、注2にありますとおり、国の「学校教育情報化推進計画」においては、児童生徒のICT活用能力、教職員のICT活用能力及びICT環境整備に関する総合的な計画となっております。このことから、令和8年度の次期計画の策定時に統合することを検討することとします。

次に、15ページをご覧ください。STEP2についてチャレンジ項目等を改訂しています。STEP1の取組の継続の備考欄をご覧ください。会議室等の予約について電子化するとしていますが、各学校において曜日等で固定している実態があることを踏まえ、任意事項としました。

一斉表示機能の活用について、中学校において、実技系教科の特性を踏まえ、各教科で使用するのではなく、各学期3回以上としています。

MEXCBTの活用についてであります。MEXCBTは文部科学省が管理するコンピューター・ベースド・テストシステムであり、全国学力・学習状況調査や北海道が実施するチャレンジテストなどが今後、一人一台端末を使ってテストが行われることとなります。このことから、教職員と児童生徒がMEXCBTを着実に使用できるよう、校内研修及び実践を、新たな目標として追記したものです。

次に、文字入力についてありますが、当初計画では、小学3年生におけるローマ字の学習のほか、ローマ字入力をさせる授業場面の設定、朝タイピングなど文字入力の取組項目がありましたが、各学校における活用度合いから、ローマ字入力をさせる授業場面の設定と朝タイピングなど文字入力を統合し、発達段階に応じた文字入力スピードを掲げたところです。

次に、家庭からの接続テストについてですが、新型コロナウイルス感染症における自宅待機期間だけでなく、長期入院等も見据えて、家庭からの接続テストを追記したところであります。なお、内容・効果において、推奨事項として、中学校以上では、宿題等のオンライン実施を検討することとしています。

最後に、STEP3についてですが、STEP2の改訂内容を踏まえて内容の見直しを行っております。

以上が提案の内容であります。

- 吉田教育長 ただいまの議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂につきまして、ご質疑等ございますか。
- 吉田教育長 家庭からの接続テストを新規で実施することによって間違いないでしょうか。
- 下野教育総務課長 そのとおりです。
- 吉田教育長 宿題等のオンライン実施の検討について、もう少し詳しくご教示願います。
- 下野教育総務課長 夏休みや冬休みのレポート作成等を紙ではなく、自宅にパソコン持ち帰り、自宅から学校に送信するなどが挙げられます。学校に計画改定案について照会をかけたときに、より積極的に活用したらどうかとの意見が寄せられましたが、家庭のインターネット環境整備ができていることが前提になることから、あくまで推奨事項という書き方をしています。
- 吉田教育長 推奨、検討していくということによろしいでしょうか。
- 下野教育総務課長 実際に私の娘が通っている学校で生徒会活動や郷土学習のレポートなどを自宅で実施したり、友達と同時に家庭学習を行ったりしています。
- 吉田教育長 そういう使用方法もあるんですね。またそのような変化に対応できるように、するということですね。学校にあまり来られていないお子さんや、不登校のお子さんに貸与するという取組事例は幾つかあるのでしょうか。
- 下野教育総務課長 学校での授業に参加できる子については、教室の後ろに1人1台端末でグルミートを流し続け、それを自宅で視聴、また自宅に持ち帰って視聴しているお子さんもいるとは伺っています。
- 吉田教育長 そういう事例は幾つかあるということですね。学校で実施している授業をそのまま流して、端末で見ているということですが、双方向はまだ実施していないのでしょうか。
- 下野教育総務課長 双方向は難しい部分がありまして、実際対面で目の前に子どもがいる中で、画面の中へも呼びかけて行うというのは結構ハードルが高いので、なかなか双方向というところまでは実施できていないと思います。
- 吉田教育長 引き続き実施しつつ、改善できるところはしていきたいということです。

○宮北委員 クロームブックの活用というのは、いわゆるパソコンですよね。夏休み等での利用を推奨と言っていたのですが、それ以外でも持ち帰って宿題をすとか、そういうことも考えているのでしょうか。

○下野教育総務課長 そこは各学校にお任せをしています。ただ、全国的にパソコンを持ち帰ることが目的になっているという事例があると聞いています。パソコンを持ち帰って何をさせるか、宿題をどう出すかという部分は、学校でしっかり考えていただく必要があると思っています。

また、グーグルのクロームブックですので、アカウントとパスワードがあれば自宅のパソコンでも実施が可能です。もしパソコンがなければ、貸与を行っております。

○成田委員 故障のリスク等の観点から持ち帰る前提ではあまりないということでしょうか。

○下野教育総務課長 持ち帰っていただく分には全然構わないのですが、パソコンをただ運ぶことが目的になりがちなものですから、そうならないように注意いただくよう学校にお話ししています。

○成田委員 家で接続できれば、持ち帰る必要もないのかなと感じました。

○吉田教育長 そういう優先順位で、必要だったら、持ち帰ってもよいということです。夏、冬休みは、特に活用を進められればと思いますが、通常の時も、今言ったように必要があれば、自分のパソコンを利用、あるいは貸与して活用してほしいと思います。現時点では毎日持ち帰らせるというところまではしていないとのことですね。

○下野教育総務課長 ニュースでも報道されていますが、毎日パソコンを家に持ち帰ることが目的になっている学校もあると聞いています。目的と手段が逆転しないようICTを使ってどういう家庭学習をやるかが大事だと思っています。

○吉田教育長 デジタル化が進むと、また変わってくるのかもしれませんが、今の時点ではそこまでの取組ということです。また、4月からMEXCBTを使って全国学力テストが始まるということですね。

○下野教育総務課長 4月の英語のテスト自体をMEXCBTという文科省のCBTシステムを使って行うとのことですね。また、北海道のチャレンジテストも、令和6年度からCBT化することになります。CBTの中に東京や千葉県など、全国の自治体で作った問題のバンクがありますので、そこで宿題を出して、学校から持ち帰ったパソコンもしくは自宅のパソコンで勉強するということができます。例えば夏休みに子どもの宿題を先生が一生懸命印刷して紙で渡すのではなくて、電子配信を行い、できたところから、先生は始業式を待たずに随時チェックできるということで、先生の負担軽減にもつながってくるかと思っています。

○吉田教育長 少しずつ移行していく下地ができ、1人1台の端末をうまく使うために、こういった計画を調整し、学校と連携して実施している事例も出てきているというところまでご承知いただければと思います。ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、議案第2号、北広島市学校ICT活用推進計画の一部改訂につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第3号 北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第3号、北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂についてであります。別冊3のとおり一部改訂したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改訂についてであります。国において、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画となる、「学校教育情報化推進計画」が令和4年12月に策定されたことを踏まえ、現行の計画の点検等を行い、所要の改訂を行うものであります。

主な改訂内容についてであります。2ページの各計画等関係図を最新の内容にしたほか、これまでの取り組み内容に記載を見直しています。

14ページをご覧ください。(2)整備の基本的な方向性等のオ)学習用ツールの例として、AI型を含む学習ドリルとしています。15ページをご覧ください。サ)ネットワーク(イ)についてあります。現在は、先生が成績処理に使用する校務系ネットワークと授業で使用する学習系ネットワークをセキュリティ対策として、完全に分離しており、先生には校務用と学習用のパソコンをそれぞれ1台整備しておりますが、アクセス制御を講じたうえで、1台の端末から校務用と学習用の両方を使用できる環境の構築と、自宅から校務用サーバにアクセスできるリモートワーク環境の調査研究について追記しています。セ)その他についてあります。国において教育データの利活用や教育DXが提言されており、今後の動向について情報収集や調査研究を行うことを追記しています。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 校務用と学習用を一つの端末にするのと、家からもアクセスできるようにするというので、セキュリティー上の課題を解決する目途はあるのですか。

○下野教育総務課長 リモートワークの環境については国のほうで今議論進めております。今北海道がつくっている校務用支援システムという仕組みがあり、その中に情報が全てあるのですけれども、そこに対するアクセス認証機能をしっかり強化する必要があるという大きい方向性になると思っております。

その中で今MEXCBTを使うために学習eポータルという仕組みを作り、そこにアクセスする

とMEXCBTにアクセスして問題を出せるという仕組みなのですが、今国で議論が行われていることとして、学習eポータルに校務用のシステムを接続する道をつけて、先生方が自宅から自分のパスワード、アカウントで学習eポータルに入ると、今度は校務用支援システムを利用できるような仕組みになるという構想があります。その中で認証を1段階で認証するか、2段階認証といってパスワードを2つ持つセキュリティーのかけ方があるのですが、そのような技術的な側面が議論されているところです。校務用支援システムについては、我々の直営のシステムではなくて北海道がつくったサービスを利用している状態なものですから、サービスの提供元の北海道自体がそういう機能を実装してくれないと、使用できないということがあります。特に年度当初ですと、教頭先生が校務で使用するために実際に土日に学校に来て、夜遅くまで残ってやっている実態がありますので、自宅からできるとなると移動時間等の負担軽減につながるのかなと思っています。一方で、自宅で無限に仕事ができるしまうということもありますので、併せて働き方改革も推進していかなければいけないということでもあります。

○吉田教育長 セキュリティーの問題と働き方改革の問題とで、プラス面と抑制的にしなくてはならない面はありますが、今言った流れの中にありますということで、調査研究するというを追記して一部修正したとのこと。ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、北広島市学校教育情報化推進計画の一部改訂につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第4号 北広島市総合体育館の管理委任について

○吉田教育長 続きまして、議案第4号、北広島市総合体育館の管理委任につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡辺社会教育課長 議案第4号、北広島市総合体育館の管理委任についてであります。令和5年第1回定例会において成立した北広島市都市公園条例の一部を改正する条例において、総合体育館が有料公園施設となることに伴い、地方自治法第180条の2の規定に基づき、北広島市長から教育委員会に対し、引き続きの総合体育館の管理を委任したい旨の協議があったことについて、同意したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

総合体育館を含む一帯約4.9haにつきましては、令和3年3月23日付け札幌圏都市計画公園の変更が行われ、種別、運動公園、名称はスポーツ広場となったところであります。

その後、令和5年第1回定例会において、北海道ボールパークFビレッジの公園開設に合わせて

総合体育館を有料公園施設とする条例改正が行われ、4月1日から施行されることとなったところ
であります。

この条例改正を受け、新たに所管課となる都市整備課から、引き続き、教育委員会に管理を委任
したい旨の協議があったところであり、教育委員会としても、総合体育館が市内のスポーツ活動の
拠点であることから、これに同意するものであります。

なお、議案書9ページに網掛けの区域がありますが、網掛けの区域が管理委任を受ける最低限の
範囲であり、詳細な区域、面積につきましては、現在、都市整備課と協議を行っているところで
あります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第4号、北広島市総合体育館の管理委任につきまして、ご質疑等ござ
いますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第4号、北広島市総合体育館の管理委任につつまし
て、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第5号 北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護
に関する法律施行条例施行規則の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護
に関する法律施行条例施行規則の制定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第5号、北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護に関する
法律施行条例施行規則の制定についてであります。別紙のとおり制定したいので、北広島市教育委
員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

これまで、市の個人情報保護に関しては、個人情報の保護に関する法律、通称、個人情報保護法
を参酌し、市で条例を制定し、教育委員会においては市の条例及び規則を準用する規則を定めて、
取り扱っていたところであります。

このたび、国において、越境データの流通の円滑化などデジタル社会の形成を図ることを目的に
、国、各地方自治体、各民間事業者でそれぞれ定めていた個人情報保護に関する取扱いを統一する
ため、個人情報保護法の抜本的な改正が行われ、市の条例で規定した事項の多くが直接、個人情報
保護法において規定されたところであります。

この法改正を受け、市においては、令和4年第4回定例会において、北広島市個人情報保護条例
を廃止するとともに、新たに北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するとともに、

条例施行規則を整備したところであります。

このことから、教育委員会におきましても、別紙のとおり、新たに規則を制定するとともに、従前の条例施行規則を廃止するものであります。

以上が提案の内容であります。

- 吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定につきまして、ご質疑等ございますか。
- 吉田教育長 個人情報保護法の改正に伴って、市自体も今までの条例を廃止して新たに制定したので、それに伴って制定したいということです。何か大きな変更等はあるのでしょうか。
- 下野教育総務課長 実務的には変わらないのですが、ビッグデータ法案という国の法律との関係があり、北広島市でいう個人情報保護の範囲、個人情報の定義と、別の自治体の個人情報保護の定義がずれていることが多々あり、さらに民間事業者を含めると、ビッグデータでいろいろな新しい知見を生み出そうとしたときに、引っかけが生じ、先に進まなくなってしまう恐れがあります。そこで、国の個人情報保護法を抜本的に改正して、日本でいう個人情報保護の定義というのはこういうものである、こういうふうに取り扱うこととすると、国のほうで大きく変えていく法律改正をした経過があります。今まで市で個人情報保護はこういうふうに取り扱うこととするという規定が、全部国の個人情報保護法の中で直接書き込まれたので、市でいう個人情報保護法の施行条例は、開示するときの手数料の規定しか残っていないこととなります。それを教育委員会でも同じようなものを準用しますとするだけで、あとはすべて個人情報保護法を見て対応するということになります。
- 吉田教育長 実務のところでは手数料の部分が準用されているということです。ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

- 吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第5号、北広島市教育委員会の所管に係る北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 吉田教育長 議案第5号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第6号 北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

- 吉田教育長 続きまして、議案第6号、北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
- 下野教育総務課長 議案第6号、北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてであります。北広島市教育委員会会議規則の一部を別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、令和2年7月28日付けの文部科学省通知を踏まえ、会議の特例として、従来の書面会議に加えて、あらたにオンライン会議をできるよう改正するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第6号、北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 方法としては、参集、書面、オンライン、この3つが可能となっておりますが、基本は参集していただくことでよろしいでしょうか。

○下野教育総務課長 基本は、参集でお願いしたいと思います。

○吉田教育長 どうしてもやむを得ない場合はオンラインでの実施も可能とのことですが、ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第6号、北広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第6号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第7号 北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第7号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第7号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてであります。4月1日付け組織機構の改編に伴い所要の改正を行うため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

改正内容についてであります。まず始めに、別表第1、教育総務課の事務分掌に、現在、実務としておこなっております、(24)後援及び共催の統括及び調整に関するものを改めて明記するものであります。

次に、学校教育課についてであります。学校保健及び学級編制に関する文言の見直しを図るとともに、現在、実務としておこなっております、(12)学校安全に関するものを明記するものであります。なお、学校安全に関して、学校施設に関しては教育総務課、通学路に関しては教育支援課の所管となっております。

次に、社会教育課についてであります。国際交流事業については秘書課が統括であり、社会教育課の業務としてはサスカツーン市との教育交流となっていることから文言を見直すものであります。

次に、参事(図書館計画担当)についてであります。参事を廃止するものであります。また、「Fビレッジハーフマラソン」をはじめコロナ前の事業の再開、部活動の地域移行、緑葉公園運動施設

やレクリエーションの森のリニューアルの検討など社会教育課の事業量の増加に対応するため、参事（市史編さん準備担当）を廃止し、社会教育課を1名増員するものであります。なお、当該職員については、総務課との併任発令により、引き続き、市史編さんの準備も担当するものであります。

なお、表中に記載はありませんが、教育総務課内に学校適正配置担当の参事を、文化課内に、芸術文化ホール体制整備担当参事及び文化振興担当参事を配置するものであります。

次に、別表第2についてであります。学校給食センターについてであります。学校教育における食育として文言を見直すとともに、(6)施設の管理につきましては、(1)に学校給食センター並びに西の里中学校及び広葉中学校給食調理場の管理運営に関する事という分掌の記載に含まれることから、削除するものであります。

次に、エコミュージアムセンターについてであります。文化財の活用によるエコミュージアの取組を推進するため、(4)文化財の保存及び活用とするものであります。

次に、別表第3についてであります。図書館計画担当参事の廃止に伴い、文化課付き参事のうちから教育長が任命することとするものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第7号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

○高山委員 学校教育課の(4)の中に、学校医及び学校保健に関する事ということがありますが、学校保健だけにまとめられたのですけれども、学校医の部分はどこかに含まれているのでしょうか。

○下野教育総務課長 学校医と学校歯科医、学校薬剤師という、いわゆる学校3師というのがあります。その3師の業務自体は学校保健に含まれています。学校保健というのは、いわゆる保健室のイメージなのですけれども、学校保健の中には、保健教育といって、養護教諭の先生が例えばけがで来た子どもに保健の指導をしたりする、悩み相談も行うという保健教育の部分、もう一つは保健管理といたしまして、学校医と連携して健康診断などの業務を行うということで、いわゆる学校医を含めた学校3師の業務自体は学校保健の中の一領域ということで、大きく学校保健ということで整理をしたところであります。

○吉田教育長 ほかに質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第7号、北広島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第 8 号 北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第 8 号、北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第 8 号、北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第 2 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

改正内容についてありますが、令和 5 年 1 月 25 日開催の教育委員会会議において、北の台小学校、大曲小学校及び大曲中学校、緑ヶ丘小学校の管理者住宅について教育用財産としての廃止について議決をいただいたところでありますが、付帯して、使用料を定めた別表から廃止した管理者住宅を削除するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第 8 号、北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第 8 号、北広島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第 8 号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第 9 号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

◎議案第 10 号 北広島市学校評議員運営規程を廃止する訓令について

◎議案第 11 号 北広島市学校関係者評価委員会開催要綱及び北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱を廃止する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第 9 号から議案第 11 号につきましては、令和 5 年度からコミュニティ・スクールの全市展開に伴う関連議案であることから、事務局から一括して説明を受けたのちに、個別に審議を行い、議案ごとに採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○花田学校教育課長 議案第 9 号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則、議案第 10 号、北広島市学校評議員運営規程を廃止する訓令、及び議案第 11 号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱及び北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱を廃止する要綱についてありますが、

令和5年4月からの学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの全中学校区への展開に伴い、学校評議員を廃止するとともに、学校関係者評価を学校運営協議会委員が行うこととなることに伴い、「北広島市立学校管理規則」を改正するほか、「北広島市学校評議員運営規程」、「北広島市学校関係者評価委員会開催要綱」及び「北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱」を廃止するものがあります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第9号から議案第11号につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、議案ごとにお諮りいたします。議案第9号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第9号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 続きまして、議案第10号、北広島市学校評議員運営規程を廃止する訓令につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第10号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 続きまして、議案第11号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱及び北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱を廃止する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第11号、北広島市学校関係者評価委員会開催要綱及び北広島市学校評議員等運営委員会交付金交付要綱を廃止する要綱につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第12号 北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第12号、北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○花田学校教育課長 議案第12号、北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定についてであります。別紙のとおり要綱を制定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

本要綱は、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が在学する学校に対して、個別の日本語指導及び日本語で授業を受ける際の支援等を行うボランティアの派遣を行うことにより、支援対象

児童生徒の教育を受ける機会の確保ならびに対応する教職員の負担軽減等を図ることを目的に制定するものであります。

要綱につきましては、第1条から12条まで規定しており、第1条では、冒頭で述べました事業目的、第2条については事業内容、第3条については、登録要件、第4条以降については、登録の申込み等の手続について規定しており、本要綱は、令和5年4月1日より施行するものであります。

現在、外国籍の児童生徒は16名在籍している状況ですが、そのうち日本語指導が必要と思われる児童生徒は、小学生3名、中学生1名を見込んでおります。

派遣するボランティアにつきましては、市の経済部商工業振興課で所管しています多言語パートナー登録制度等を活用して、日本語教育能力試験合格者などの日本語指導が可能な方に登録していただくこととしております。

以上が提案の内容であります。

- 吉田教育長 ただいまの議案第12号、北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定につきまして、ご質疑等ございますか。
- 高山委員 以前も外国語が堪能な方のボランティアの制度があったかと思うのですが、現在のくらいの人数がボランティアとしていらっしゃるのでしょうか。現在の人数では足りないのでしょうか。
- 花田学校教育課長 今までは地域学校支援ボランティアの方、コーディネーターの方が直接見つけていただいて、それでマッチングしていただいたという経緯があります。今回につきましては多言語パートナー制度という部分のボランティアを活用した形で、外国語、日本語の指導が可能な方、外国語の日本語学校などで教えられるような資格のある方をこちらでボランティア登録していただき、活用するという内容となっております。自治体国際化協会に助成制度がありまして、そちらを活用するような形で事業化をした経緯があります。中身自体は、大きく変わっていないのですが、助成制度があるということで事業化して実施をしております。
- 吉田教育長 助成制度を使って制度つくったということと、もう一つは、より指導の力がありそうな方々が多言語パートナー登録制度の中にいらっしゃって、その方々をボランティア派遣の対象者に、先生になっていただく流れで考えているということです。
- 高山委員 外国籍の方が16名いらっしゃる中で、小学校3名、中学校1名くらいの方々が、なかなか日本語でコミュニケーションできない状況だと認識しました。今までも地域支援ボランティアの方々を通じて行っていたコミュニケーションへの支援など、民間の方々を活用してできた部分をさらに掘り起こして、補助金を使いながら広げていきたいという認識でよろしいでしょうか。
- 吉田教育部長 現在16人の外国人国籍の方がいらっしゃいます。一番大事なのは英語圏以外の言葉の人たちで、英語圏で資格を持った方は市内に結構いるのですが、英語圏ではない、例えばネパール語など、そういった対応ができる方を探すのが非常に難しく、学校地域支援ボランティアでは抱え切れないような体制の中で実施をきて、北海道大学に指導者を探しに行ったりというようなこともあったのですが、今後は支援体制を確立し、英語圏以外の資格を持った方をしっかり

見つけて対応していきたいと思っております。人材がなかなか見つからなくスピーディーな取組はできなかったのですが、様々な機関等を活用しながら進めていきたいということでございます。

○高山委員 先ほどの推進計画の新規事業にもつながっているということなのですね。

○吉田教育長 ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第12号、北広島市帰国・外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第12号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第13号 きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第13号、きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡辺社会教育課長 議案第13号、きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

改正内容についてであります。 「きたひろしま30kmロードレース」が、今年度から、北海道ポールパークFビレッジを発着とする「Fビレッジハーフマラソン」にコースが変更となることに伴い、実行委員会の名称が変更となったことから、引き続き、支援するため、補助要綱の一部を改正するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第13号、きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 ハーフマラソンのほかに参加する種目はあるのですか。

○渡辺社会教育課長 10キロ、5キロ、約3キロのほか、きつねランがあります。以前はファイターズランという扱いをしていたものを、キツネ耳をつけた形のきつねランという形で、今回エントリーを受けています。

○吉田教育長 ハーフマラソンだけではなく、ほかにも種目があるということでしょうか。

○吉田教育部長 補足しますと、きつねランはファイターズと一緒でキツネの耳をつけて走ることとなっていますので、耳をつけられない方は走られないということになっています。

30キロロードレースのときは、最高で1,800人の参加者数であったのですが、昨日時点で2,900人のエントリーがあり、もうすぐ3,000人を超える勢いの流れになっています。ただ、

ハーフマラソンで、3,000人は走ってもらいたいと思っているのですが、今ハーフマラソン部門では1,900人ぐらいの参加となっています。

○吉田教育長 Fビレッジのどこがスタートとゴールなのですか。

○渡辺社会教育課長 ゴールとスタートはFビレッジ内となっております。道道きたひろしま総合運動公園線、国道274号線を目指し真っすぐ進み、折り返して、途中からエルフィンロードに入り、これまでのコースを走るという形になります。最終的にはFビレッジに発着する形となります。

○吉田教育長 Fビレッジで発着になるということですね。何となくイメージはつかんでいただけたかなと思います。1回目ということでみなさん楽しみに来るのではないかと思います。例年の倍近くのエントリーがあるということです。

○渡辺社会教育課長 ハーフマラソンと10キロ、5キロについては同じコースを通るので、人数を制限しています。3キロときつねランにつきましては周囲を走ることとしているので、人数制限は設けておりません。一応トータルで人数制限を設けまして、ハーフマラソンだけは3,000人という人数制限を設けさせていただきました。

○吉田教育長 ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第13号、きたひろしま30kmロードレース実行委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第13号につきましては、原案のとおり決することとします。

◎議案第14号 令和5年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の
人事異動について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎議案第15号 指導主事の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎議案第16号 令和5年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎議案第17号 教職員の任用に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎議案第18号 北広島市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎議案第19号 就学援助に係る認定について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

◎日程第4 その他

○吉田教育長 日程第4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回第4回教育委員会会議についてであります。4月18日(火)、時間は15時00分から市役所3階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案としましては、各附属機関の委員の委嘱について等を予定しているところであります。

以上であります。

○吉田教育長 次回は、4月18日(火)、時間は15時から市役所3階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第4回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時35分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
